

廃棄物処理業における新型コロナウイルス 対策ガイドライン

令和2年5月

一般財団法人日本環境衛生センター

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策については、政府において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を定め¹、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策が講じられてきた。基本的対処方針においては、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分等）その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、十分に感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。

令和2年5月4日に変更された基本的対処方針においては、まん延防止策の一つとして、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされた。

本ガイドラインは、このことを受け、これまでに環境省が発出した通知及び事務連絡並びに公表したQ&A等の内容を基に、環境省の協力の下で、感染性廃棄物や廃棄物処理における感染症対策について知見を有する一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが策定したものである。

感染性廃棄物を含む事業系の廃棄物、家庭ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の廃棄物の処理に携わる各関係団体及びその関係者が、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防策を講じつつ事業を継続できるよう、本ガイドラインを活用し、また、本ガイドラインを参考に独自のガイドラインを策定することが期待される。

なお、今後の情勢に変化があり次第、必要に応じて本ガイドラインの改訂を行うこととする。

本ガイドラインが、廃棄物処理業における新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防策の実施の一助となれば幸いである。

令和2年5月14日

一般財団法人日本環境衛生センター

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

¹ 令和2年3月28日制定。その後、同年4月7日、4月11日、4月16日、5月4日及び5月14日変更（令和2年5月14日時点）。

< 目 次 >

第1章 新型コロナウイルスに関する基礎情報

1-1 新型コロナウイルスの概要	1
1-2 基本的な新型コロナウイルス対策	2
1-2-1 感染リスクの評価の実施	2
1-2-2 基本的な対策	2

第2章 廃棄物処理における感染予防対策

2-1 新型コロナウイルスの発生に伴い排出される廃棄物の種類と性状	5
2-2 廃棄物処理作業時の対策	5
2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策	8
2-3-1 新型コロナウイルス感染症の感染者がいる家庭	8
2-3-2 医療関係機関等	9
2-3-3 宿泊療養施設	10
2-3-4 その他の排出事業者	10

参考資料（令和2年5月14日時点）	11
-------------------------	----

第1章 新型コロナウイルスに関する基礎情報

本章では、新型コロナウイルスに関する基礎的な情報及び廃棄物処理事業者が事業を継続する上で講じるべき対策のうち他の業種と共通の対策について、厚生労働省による公表情報や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」を基に整理した。

1-1 新型コロナウイルスの概要

「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」はコロナウイルスの一つである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」ウイルスや2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

一般的には飛沫感染及び接触感染で感染する。

（1）飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

（2）接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻等に触ると、粘膜から感染する。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされている。物の表面についたウイルスは時間が経てば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

また、3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出

すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられている。また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

なお、発症した者だけでなく、無症状の者からの感染の可能性も指摘されていることから、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意することが重要である。

1-2 基本的な新型コロナウイルス対策

職場・オフィスにおける感染防止対策の取組が、社会全体の感染症拡大防止に繋がれることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

1-2-1 感染リスクの評価の実施

従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

接触感染のリスク評価においては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染のリスク評価においては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

1-2-2 基本的な対策

基本的な対策として人との接触を避け対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）すること及びこまめに手洗いを実施し、マスクを着用することのほか、以下の対策が挙げられる。

なお、高齢者や持病のある者に感染した場合、重症化リスクが高いことから、これらの者が関係者に含まれる場合には、より慎重で徹底した対応を検討する。

(1) 従業員等の行動の工夫による対応

従業員及び入場者に対して手洗いや手指消毒の徹底、マスクの着用及び咳エチケットの慣行について呼び掛ける。あわせて、入口及び施設内に手指の消毒設備を設置し、手指消毒を実施しやすいよう環境を整備する。

従業員の通勤に関しては、従業員の健康管理・把握、発熱等の症状が見られる従業員への各種休暇制度の取得及び出勤自粛の奨励を行うとともに、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤及び自転車通勤等を推進する。

また、テレビ会議の活用等により出張による従業員の移動を減らす。朝礼等の従業

員が集まる機会については、密閉された空間に従業員が密接・密集することがないように、テレビ会議の活用や参加人数の絞り込み等を行う。

この他、他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所については、工夫をすることにより、これを最低限にする。また、人と人が対面する場所に、アクリル板又は透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する。ユニフォームや衣服についてはこまめに洗濯する。名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

(2)施設の運用・管理の工夫等による対応

人々が密接・密集することがないように、施設への入場者数を管理する。また、特に発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は施設内に入らないように呼びかける。

さらに、複数の窓を同時に開けることなどによる施設の換気を行うとともに、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。なお、消毒に関しては、始業前及び終業後等に市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃した後に清拭消毒を行う。

施設の場所毎では、トイレや休憩スペースが、特に感染リスクが高いと考えられるため、上述の消毒の他、特に以下のような取組を行う。

(トイレ)

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

※便器内の清掃については、通常の方法で良い。

(休憩スペース)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

※換気に関しては、使用中だけでなく常時換気することに努める。

(3)清掃やごみの排出

備品のうち、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。

また、廃棄物処理事業者が排出者として事務所等から排出する鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、マスクや手袋を着用して排出し、その後、石鹸と流水で手を洗う。

(4)感染者が確認された場合や感染が疑われる場合の対応

従業員等に感染者が確認された場合には、保健所及び医療機関の指示に従う。また、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。その際、感染者の人権に配慮し、感染者の個人名が関係者に特定されないことがないように留意する。

発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり、出社判断を行う際には、表1に示す目安²などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

表1 熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安

次の1)及び2)の両方の条件を満たすこと
1) 発症後に少なくとも8日が経過している
2) 薬剤 [*] を服用していない状態で、解熱後および症状 ^{**} 消失後に少なくとも3日が経過している
[*] …解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
^{**} …咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
注) 「8日が経過している」：発症日を0日として8日間のこと
「3日が経過している」：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

(「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(第1版)(一般社団法人日本渡航医学会 公益社団法人日本産業衛生学会)表2より引用・一部修正)

(5)その他の対応

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について事前に検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

また、感染防止対策の重要性について従業員の理解を促進し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」³や「『新しい生活様式』の実践例」⁴を周知するなどして日常生活を含む行動変容を促す。

² 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など (<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

³ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

第2章 廃棄物処理における感染予防対策

新型コロナウイルス感染症の一般的な感染経路は飛沫感染及び接触感染であり、これは新型インフルエンザと同様である。本章では、第1章で示した情報に加え、新型コロナウイルス感染症への感染を予防する観点から廃棄物処理分野において講じられるべき対策について整理した。

2-1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い排出される廃棄物の種類と性状

新型コロナウイルス感染症が発生した際には、主に医療機関や検査機関等からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出され、新型コロナウイルス感染症の感染者がいる一般家庭、事業所及び軽症者向けの宿泊療養施設からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュや使用済みのマスク等が一般廃棄物又は産業廃棄物として排出される。

新型コロナウイルスの一般的な感染経路が飛沫感染及び接触感染であって、新型インフルエンザと同様であることを踏まえれば、新型コロナウイルスに係る廃棄物の処理を行う場合でも、新型インフルエンザ対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することが可能であり、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**や**2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策**に示す対策を講じることにより、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば、作業員への感染を防止することができる。

2-2 廃棄物処理作業時の対策

廃棄物処理の作業を行う際の感染防止策としては、**1-2-2 基本的な対策**に示した対策のうち特に実施すべき対策及びそれ以外の廃棄物処理の作業に当たって必要となる対策を、次に示す。

(1)体制の整備

新型コロナウイルス対策を講じる上では、経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。その際、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。また、国、地方自治体及び関係団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

本ガイドラインに記載されている事項のうち、従業員や顧客等が把握すべき事項の伝達方法（朝礼等の場での周知、施設内での掲示及びメール等による送付等）について検討し、伝達する。また、従業員が感染した場合の、社内外の関係者への連絡体制

について事前に整備しておく。

(2)新型コロナウイルスが付着している可能性のある廃棄物の収集運搬の際の対策

(作業前)

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、作業時にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル（又はフェイスシールドや保護眼鏡）及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

(作業中)

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物又は個人防護具の外面など、ウイルスが付着している可能性のある物に触れた場合は、手袋の表面や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払う。

移動や運搬に用いる車両の窓を開放し、常に換気されている状態を保つ。助手席等に複数人が同乗する場合は、必ずマスクを着用する。

なお、熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外し手洗いや手指又は手袋の消毒を実施する。

(作業後)

作業車両（運転席等の車内（ハンドル、シート、シートベルト及びドアノブ等）を含む）、使用した個人防護具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等を、0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いて消毒する。

帰着後や作業車両等の消毒作業後等には、手洗いや手指消毒を行う。

作業着を脱ぐ際や個人防護具を外す際には、裏返しで脱ぎ（又は外し）、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に手洗いや手指消毒をする。個人防護具を外した後であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

(3)新型コロナウイルスが付着している可能性のある廃棄物の処分の際の対策

(作業前)

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、施設内でのごみの積卸し作業、設備・装置・機器等の保守点検作業、清掃・洗浄等の作業を行う際にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル（又はフェイスシールドや保護眼鏡）及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

(作業中)

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物又は個人防護具の外表面など、ウイルスが付着している可能性のある物や汚水等に触れた場合は、手袋の表面や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払う。

設備・装置・機器等の運転操作室、運転管理室及び中央制御室等の窓やドアを開放し、常に換気されている状態を保つ。複数人が同室で作業する場合は、必ずマスクを着用する。

なお、熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外し手洗いや手指又は手袋の消毒を実施する。

(作業後)

制御盤、操作盤のタッチパネル、ドアノブ及びエレベーターのボタン等の職員が共同で利用する設備・機器、使用した個人防護具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等を、0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いて消毒する。

作業後等には、手洗い及び手指消毒を行う。

作業着を脱ぐ際や個人防護具を外す際には、裏返しで脱ぎ（又は外し）、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に手洗いや手指消毒をする。個人防護具を外した後であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

(4)その他の留意事項

休憩時には、他の人と十分な距離をとり近距離での会話等は控える。車内や屋内で休憩する場合には窓やドアを開けて換気する。

なお、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室が設けられている場合には、これらの場所では人と人との距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や携帯電話及びスマートフォン等による通話を慎む。

2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策

2-3-1 新型コロナウイルス感染症の感染者がいる家庭

新型コロナウイルス感染症の感染者がいる家庭からは、感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物が家庭ごみとして排出される。家庭ごみの適正な処理のため、家庭ごみを出すときに次の5つのことを心がけていただくよう関係行政機関とも協力の下、可能な範囲で周知する。

①ごみ袋はしっかり縛って封をすること(図1参照)

ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋が運びやすくなる。

②ごみ袋の空気を抜いて出すこと

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車内での破裂を防止できる。

③生ごみは水切りをすること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減らすことができる。

④普段からごみの減量に心掛けること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減らすことができる。

⑤自治体の分別・収集ルールを確認すること

作業員が不要な分別を行うことに伴う感染リスクをなくすことができる。



図1 新型コロナウイルス等の感染症の感染者又はその疑いのある方の
使用済みマスク等の捨て方(環境省)

2-3-2 医療関係機関等

医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出される。これらの感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて処理する。

医療関係機関や検査機関に対して、感染性廃棄物の排出に当たっては、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切に梱包するよう依頼する(図2参照)。

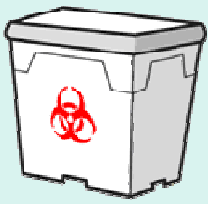
①注射針、メス等 の鋭利なもの	②血液等の液状ま たは泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫な プラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
 例：プラスチック製容器	 例：プラ袋(二重使用)／段ボール容器(内袋使用)	

図2 感染性廃棄物の種類・性状に応じた感染性廃棄物容器の例(環境省)

なお、医療関係機関や検査機関から感染性廃棄物を収集運搬する際には、関係する作業員同士の接触の機会を極力減らす。

2-3-3 宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の感染性廃棄物として処理が義務づけられているわけではないが、これらの廃棄物の処理に際しては、適切に作業員の感染防止策を講じる。具体的には、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**に示した対策を徹底する。

なお、実作業において当該施設の廃棄物を感染性廃棄物に準じた取扱いをする場合は、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにする。

2-3-4 その他の排出事業者

通常であれば新型コロナウイルスが付着している可能性が低い廃棄物であっても、例えば、排出者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出るなど、新型コロナウイルスが付着している可能性が疑われる場合には、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**を適切に講じる。

参考資料(令和2年5月 14 日時点)

(官邸)

新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

※… 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 や新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」に係る資料（同会議の提言を含む）などについてもこちらに掲載
新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(環境省)

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q & A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症に関する Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

新型コロナウイルス感染症と喫煙について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000611570.pdf>

家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

新しい生活様式の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html